

長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

宮津市長 様

住所
納税義務者
氏名
(名称)

次の家屋について、固定資産税の減額を受けたいので、宮津市市税条例附則第6条の4第2項の規定により申告します。

家屋の所在	宮津市字		
家屋番号		種類	
構造	造	床面積	m ² (居住部分 m ²)
建築年月日	令和 年 月 日		
登記年月日	令和 年 月 日		
居住年月日	令和 年 月 日		
備考			

(添付書類)

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書の写し（京都府が発行します。）

〈長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について〉

長期にわたり良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅を新築された場合、当該住宅に係る固定資産税が減額されます。

●対象となる住宅（以下の要件をすべて満たす住宅）

- ・平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された住宅用家屋のうち、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ・併用住宅については、居住用として用いられている部分の割合が2分の1以上の住宅
- ・居住部分の床面積が50 m²（一戸建以外の貸家住宅の場合は40 m²）以上280 m²以下の住宅

●減額内容

- ・居住部分の床面積（1戸当たり120 m²が限度）に相当する固定資産税を2分の1に減額
- ・減額期間

一般の住宅…新築後5年間

3階建以上の中高層耐火住宅…新築後7年間

●減額を受けるための手続き

- ・「長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書」を新築された翌年の1月31日までに提出してください。